
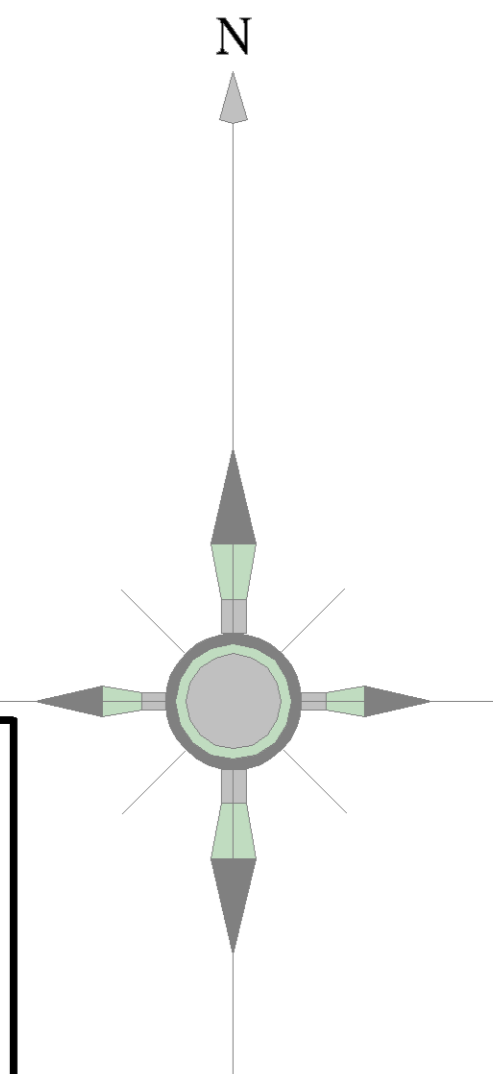
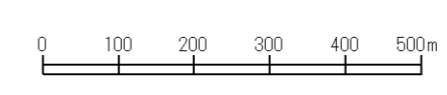


越生町区域指定図



1:10,000



	条例第4条第1項に基づく土地の区域。 環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物とする。
	条例第6条第2項に基づく既存の集落。(最低敷地面積300㎡が適用される区域)
	条例第6条第2項に基づく既存の集落。(条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域)
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域。 次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの(店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分を除く。)とする。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分用に供するものを除く。
	ア 流通業務施設 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。
	イ 工業施設 工業施設とは、建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を含む工場等は含まない。)以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第6条第1項に基づく土地の区域。 建築基準法別表2(〜)項に掲げる建築物(第二種住居地域に建築してはならない建築物)以外の建築物のうち、小売業の店舗(大規模小売店舗が地積率2条第1項で規定する店舗面積の合計が、0.00平方メートル未満のものに限る。)、飲食店並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。)とする。